

(証券コード 3058)

2021年6月7日

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区新開町18番22号
株式会社三洋堂ホールディングス
代表取締役 加 藤 和 裕

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症防止のため、本株主総会につきましては、株主総会当日の来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

同封の『スマート行使』について記載されているリーフレットもあわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 名古屋市瑞穂区新開町18番22号
当社本部 5階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案

取締役7名選任の件

4. 議決権行使の取扱いに関する事項

(1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

2. 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ir.sanyodo.co.jp/>)に掲載することにより開示しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・ 主要な営業所（2021年3月31日現在）
- ・ 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

3. 当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款に定めています。

当連結会計年度の配当につきましては、前期に巨額の損失を計上したことや、新型コロナウイルスの影響により今後の事業環境に不確実性が増したことから、当社グループの将来の事業展開に備えた資金を優先的に確保することが長期的な株主利益に繋がるとの判断から、無配を継続させていただきます。

4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

<決議通知について>

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイト(<https://ir.sanyodo.co.jp/>)に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会お土産配布の中止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。あらかじめ、株主の皆様にはご了承賜りたくお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。

会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。

ご来場の株主様で、37.5℃以上の体温の方、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

(<https://ir.sanyodo.co.jp/>)

また、当日は出席株主様の座席の間隔を可能な限り確保するため、会場席数を制限させていただきます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使は、議決権行使書の郵送、インターネットによる方法もございます。スマートフォンでの議決権行使も可能ですので、株主の皆様におかれましては、可能な限り議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、時節柄、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、厳しい状況で推移しました。一時期は感染拡大の防止措置を講じつつ、段階的に経済活動を再開していく動きとなっておりましたが、感染者数が再度増加傾向に転じるなど依然として感染拡大の影響に留意する必要性があり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、動画や音楽配信、スマートフォン等による時間消費の多様化の影響を受けております。このような経営環境のもと、当社グループは新本と古本を併売するハイブリッド型書店を核として、文具・雑貨などの販売部門を顧客のニーズの変化にあわせて展開するとともに、学びたい、健康になりたいといったニーズにあわせてフィットネス、教室等を併設した店舗を「ブックバラエティストア」として展開を進めております。

新型コロナウイルス感染症の影響では、外出の自粛やテレワーク等により自宅で過ごす時間が増え、巣ごもり需要や大ヒットしたコミックの影響から書店部門や古本部門、TVゲーム部門などの需要が増加いたしました。

当連結会計年度においては、大垣バロー店（岐阜県大垣市）の移転を行いました。一方で、榛原店、西可児店、川辺店を閉店したことから、当連結会計年度末時点の店舗数は74店舗3校となりました。また、「スポーツクラブアクトスWill_G（ウィルジー）」を6月に高浜Tぽーと店（愛知県高浜市）に導入し、一方で3月に高富店（岐阜県山県市）から撤退したことにより、フィットネス導入店舗は10店舗となりました。9月には新開橋店（名古屋市瑞穂区）において、中古トレカの取り扱いを開始するとともに、デュエルスペースを備えた大型トレカショップをオープンいたしました。さらに、12月には三洋堂書店サイトをリニューアルオープンし、ECの強化、会員カードのデジタル化、会員限定クーポン発行等の販促機能を

追加いたしました。これは、コロナ禍において、お客様がネットで情報収集してお得で便利な買い物を望む状況に対応するものです。今後はネットと店頭を連携する商品施策を柱に、よりお客様の望まれる提案を行ってまいります。

オペレーション面では、引き続き物販・レンタルを同時に取扱い可能な統合セルフレジを15店舗に導入し、セルフレジ導入店舗は61店舗となりました。また、新型コロナウイルス感染症による市場の変化に対応し営業時間の変更を実施し、閉店時間の短縮を22店舗で実施いたしました。また、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、レジ前の飛沫感染防止シートの設置等、お客様及び従業員の健康と安全確保に十分に配慮しながら商品・サービスを提供してまいりました。

主要な部門の売上高は、書店部門138億50百万円、文具・雑貨・食品部門20億63百万円、セルAV部門10億63百万円、TVゲーム部門8億32百万円、古本部門7億27百万円、レンタル部門17億96百万円、新規事業部門2億61百万円、サービス販売部門2億86百万円となりました。

増収部門としては、書店部門が10.2%増、文具・雑貨・食品部門が4.1%増、TVゲーム部門が10.9%増、古本部門が10.2%増となるなど、巣ごもり需要や好調なコミックの影響等もあり、増収となる部門が多くなりました。

減収部門としては、セルAV部門が13.9%減、レンタル部門が12.2%減、サービス販売部門が3.8%減、新規事業部門は新型コロナウイルス感染症の影響によりフィットネス店舗の営業自粛や会員数の減少の影響から、37.9%の減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高208億85百万円（前連結会計年度比4.6%増）、営業利益6億36百万円（同319.2%増）、経常利益6億69百万円（同222.9%増）となり、減損損失を3億69百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益1億87百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失13億4百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、3億10百万円です。その主なものは、下記のとおり新規出店1店舗、フィットネス事業2店舗、既存店の改装、セルフレジ、及び情報システムの投資に伴う設備投資2億31百万円です。

	店 名	開店日・改装日
新規出店	大垣バロー店	2020年5月22日
フィットネス事業	2店舗	—
改装	6店舗	—
セルフレジ	15店舗	—
情報システム	本部	—

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2018年3月期)	第 42 期 (2019年3月期)	第 43 期 (2020年3月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	21,327	20,400	19,965	20,885
経 常 利 益(百万円)	277	63	207	669
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	5	△308	△1,304	187
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	0.98	△45.72	△179.08	25.72
総 資 産(百万円)	15,842	17,353	14,794	14,762
純 資 産(百万円)	3,377	4,460	3,136	3,375
1株当たり純資産額(円)	574.06	612.37	430.65	463.25

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	事 業 内 容
株式会社三洋堂書店	10,000千円	99.0%	書籍、雑誌等販売事業
株式会社三洋堂プログレ	10,000千円	97.5%	損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、映像・音楽配信を始めとするコンテンツ消費の選択肢が多様化したために、雑誌やDVD・CDなどを販売・レンタルする市場の縮小が続いております。

また、お客様による実店舗の選択に、インターネット上の接点の重要度が高まりを見せております。人件費コスト、物流コストの上昇など、店舗の経費構造に関しても、悪化が懸念される状況であります。

これらの課題意識のもとに、以下の項目に取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの見直し、新事業・商材・サービス開拓

雑誌・DVD・CDの縮小、トレーディングカード・古本・文具雑貨の拡大、新規事業・商材開拓、異業種テナントの誘致等

②店舗コスト構造の見直し

セルフレジの利用率向上、営業時間見直し、電話FAX利用の見直し、業務の見直し等

③顧客との接点の見直し

インターネット広告や自社サイトを活用した販売の促進、SNSを活用した来店動機の拡充、実店舗の外部向け告知拡充等

④人材の獲得と教育

適切なコスト負担による人材獲得、教育投資等

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、小売サービス事業を主たる事業としており、本、文具・雑貨、菓子、映像・音楽ソフト、ゲームソフト等の新品販売、及び本、ゲームソフト等のリサイクル、並びに映像・音楽ソフト・コミックのレンタルに加えてフィットネス事業、教育事業、飲料及び玩具の自動販売機設置、不動産賃貸、保険代理業等を行っております。

なお、当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(6) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
206（752）名	△6（△61）名

（注） 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（1日8時間換算）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは小売サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
49（19）名	△5（－）名

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（1日8時間換算）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
豊 田 信 用 金 庫	937百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	572
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	399
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	219
株 式 会 社 十 六 銀 行	141
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	75
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	70
株 式 会 社 百 五 銀 行	15

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,400,000株（自己株式116,606株含む）
 (3) 株主数 5,691名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ト ー ハ ン	2,658,000	36.49
有 限 会 社 日 和 エ ス テ ー ト	1,709,500	23.47
加 藤 和 裕	743,100	10.20
三洋堂ホールディングス取引先持株会	240,300	3.29
豊 田 信 用 金 庫	203,600	2.79
三洋堂ホールディングス従業員持株会	123,632	1.69
加藤憲ホールディングス株式会社	70,000	0.96
朝 倉 潤 真	67,000	0.91
株 式 会 社 ゲ オ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	60,000	0.82
加 藤 千 恵	35,500	0.48

（注） 1. 当社は、自己株式を116,606株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	加 藤 和 裕	最高経営責任者兼最高執行役員 株式会社三洋堂書店代表取締役社長 株式会社三洋堂プログレ取締役
取 締 役 副 社 長	亀 割 卓	上席執行役員
取 締 役	伊 藤 勇	執行役員人事総務部長
取 締 役	加 藤 正 康	株式会社三洋堂プログレ代表取締役社長 株式会社三洋堂書店監査役
取 締 役	杉 本 香 織	オーケーズデリカ株式会社代表取締役社長 株式会社菜友代表取締役
取 締 役	藤 崎 恵	株式会社トーハングループ書店事業部第二グループマネジャー
常 勤 監 査 役	佐々木 信 生	
監 査 役	森 島 康 雄	OFFICEモリシマ代表 税理士法人Bricks&UK顧問
監 査 役	三 上 友美恵	株式会社トーハン・コンサルティング人材サービス事業部部長

- (注) 1. 取締役杉本香織氏及び藤崎恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森島康雄氏及び三上友美恵氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三上友美恵氏の戸籍上の氏名は、藤岡友美恵であります。
4. 当社は、取締役杉本香織氏及び監査役森島康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役佐々木信生氏は、金融機関における長年の職務経験があり、また、当社の経理部に1997年8月から2002年2月まで在籍し、通算4年超にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役小林憲司氏は、2020年6月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
亀 割 卓	取締役副社長 上席執行役員 管理本部長兼総務部長	取締役副社長 上席執行役員	2020年4月1日
伊 藤 勇	取締役執行役員 経営企画室長	取締役執行役員 人事総務部長	2020年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社各社の取締役、監査役及び当社の執行役員であり、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の個人別の報酬額については、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とし、担当部門の業績等の適切な評価を踏まえ、中長期的な業績の見通し等を総合的に勘案して決定しております。

当事業年度の取締役の年間の報酬総額については、業務執行取締役の協議を経た上で取締役会にて決定しており、個人別金額については取締役会の委任を受けて報酬総額の範囲内で代表取締役 加藤和裕が決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年3月の取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。なお、任意の報酬委員会は2021年4月に設置しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

ロ. 取締役の報酬に係る方針

a. 基本報酬

基本報酬は、当社事業の実績及び見通し、個々の取締役の役付、職務内容、責任の程度、実績等を総合的に考慮して決定する。

b. 業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度のEBITDAを評価指標とし、個々の業務執行取締役の役付、職務内容、責任の程度、実績等を勘案して定めた役職別号俸と評価指標の達成度に応じて決定する。

ハ. 交付の時期

基本報酬及び業績連動報酬は、年額を12等分し、月例で支払う。

ニ. 取締役報酬の決定に関する事項

報酬全体の設計、個々の取締役の役付別号俸及び個別の報酬額については取締役会から諮問を受けた任意の報酬委員会にて審議し、同委員会による意見を踏まえて取締役会が決定する。

ホ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個別の報酬の支給割合の決定方針については、一定の算式に基づき、取締役の役付や役割などに応じて、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となるよう決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	ストック・ オプション	
取締役 (うち社外取締役)	47,802 (1,500)	47,802 (1,500)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4,800 (1,200)	4,800 (1,200)	—	—	2 (1)
合計 (うち社外役員)	52,602 (2,700)	52,602 (2,700)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2020年6月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含み、無報酬の取締役2名(うち社外取締役1名)を除いております。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。
3. 上記以外に使用人兼務取締役へ当事業年度に支給した使用人分給与及び賞与は11,073千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。なお、使用人分給与及びストック・オプション報酬額は含んでおりません。また、別枠で、2009年6月24日開催の第32回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2000年11月24日開催の第23回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 当事業年度に係る取締役の年間の報酬総額については、業務執行取締役の協議を経た上で2020年6月12日の取締役会にて決定しており、個人別金額については取締役会の委任を受けて報酬総額の範囲内で代表取締役 加藤和裕が決定しております。
7. 当事業年度に係る報酬につきましては、固定報酬のみで構成され、業績連動報酬等とストック・オプションはありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況
- ・社外取締役杉本香織氏は、オーケーズデリカ株式会社、及び株式会社菜友の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役藤崎恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属しております。当社と株式会社トーハンとの間には定常的な商取引の関係があります。
 - ・社外監査役森島康雄氏は、OFFICEモリシマの代表、及び税理士法人Bricks&UKの顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役三上友美恵氏は、当社の筆頭株主であり、特定関係事業者である株式会社トーハンの子会社である株式会社トーハン・コンサルティングの人材サービス事業部部長であります。当社と株式会社トーハンとの間には定常的な商取引の関係がありますが、当社と株式会社トーハン・コンサルティングとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 杉 本 香 織	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。 企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識から、経営全般に対する監督と助言を期待していることから選任しており、当社取締役会において、当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
社外取締役 藤 崎 恵	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 書店業界における経験及び見識から、経営全般に対する監督と助言を期待していることから選任しており、当社取締役会において、当該視点から積極的に発言いただくなど活発な審議に参画いただいております、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
社外監査役 森 島 康 雄	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 株式会社名古屋証券取引所をはじめその経歴から培われた経験及び見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適時必要な発言を行っております。
社外監査役 三 上 友美恵	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 書店業界における経験及び見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適時必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営を推進し収益力の向上に努めるとともに、今後の事業展開に備えて財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、前期に巨額の損失を計上したことや、新型コロナウイルスの影響により今後の事業環境に不確実性が増したことから、当社グループの将来の事業展開に備えた資金を優先的に確保することが長期的な株主利益に繋がるとの判断から、無配を継続させていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開のための設備投資等に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,797,061	流 動 負 債	8,360,426
現金及び預金	3,819,613	支払手形及び買掛金	4,209,670
売 掛 金	289,843	電 子 記 録 債 務	2,892,686
商 品	5,425,549	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	485,456
そ の 他	262,055	未 払 法 人 税 等	149,516
固 定 資 産	4,965,681	賞 与 引 当 金	49,004
有形固定資産	3,553,364	ポ イ ン ト 引 当 金	98,370
建物及び構築物	1,113,110	資 産 除 去 債 務	13,859
土 地	2,082,910	そ の 他	461,863
建設仮勘定	61,193	固 定 負 債	3,026,322
そ の 他	296,149	長 期 借 入 金	1,946,386
無形固定資産	138,758	退職給付に係る負債	319,034
投資その他の資産	1,273,558	資 産 除 去 債 務	607,266
投資有価証券	230,777	繰 延 税 金 負 債	73,926
差入保証金	1,007,791	そ の 他	79,708
そ の 他	34,989	負 債 合 計	11,386,748
資 産 合 計	14,762,742	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	3,239,960
		資 本 金	1,986,000
		資 本 剰 余 金	1,139,163
		利 益 剰 余 金	215,317
		自 己 株 式	△100,520
		その他の包括利益累計額	134,053
		その他有価証券評価差額金	107,708
		退職給付に係る調整累計額	26,344
		非 支 配 株 主 持 分	1,981
		純 資 産 合 計	3,375,994
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,762,742

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,885,329
売上原価		14,510,917
売上総利益		6,374,411
販売費及び一般管理費		5,737,844
営業利益		636,566
営業外収益		
受取利息	1,733	
受取配当金	4,302	
受取保険金	3,014	
受取賃貸料	5,813	
リース収入	10,022	
協賛金収入	330	
排出権収入	765	
補助金収入	8,835	
その他	13,169	47,987
営業外費用		
支払利息	14,319	
その他	718	15,038
経常利益		669,516
特別利益		
固定資産売却益	22,423	
投資有価証券売却益	323	
受取補償金	10,000	32,747
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	369,881	
その他	5,162	375,043
税金等調整前当期純利益		327,219
法人税、住民税及び事業税	141,086	
法人税等調整額	△3,160	137,926
当期純利益		189,293
非支配株主に帰属する当期純利益		1,981
親会社株主に帰属する当期純利益		187,312

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,367,815	流 動 負 債	996,485
現金及び預金	2,075,752	短期借入金	300,000
前払費用	8,765	1年内返済予定の長期借入金	485,456
未収入金	278,255	未払金	32,477
その他	5,042	未払費用	13,198
固 定 資 産	4,749,348	未払法人税等	15,690
有形固定資産	3,339,375	預り金	2,314
建物	991,571	賞与引当金	12,571
構築物	50,277	ポイント引当金	98,370
車両運搬具	2,683	資産除去債務	13,859
工具、器具及び備品	145,027	その他	22,548
土地	2,094,847	固 定 負 債	3,002,289
建設仮勘定	54,967	長期借入金	1,946,386
無形固定資産	138,758	退職給付引当金	345,378
借地権	69,211	資産除去債務	606,129
ソフトウェア	49,723	繰延税金負債	71,886
その他	19,824	その他	32,508
投資その他の資産	1,271,214	負 債 合 計	3,998,775
投資有価証券	224,027	純 資 産 の 部	
関係会社株式	14,029	株 主 資 本	3,010,680
長期前払費用	28,067	資 本 金	1,986,000
差入保証金	1,004,746	資 本 剰 余 金	1,138,914
その他	342	資本準備金	1,130,452
資 産 合 計	7,117,164	その他資本剰余金	8,462
		利 益 剰 余 金	△13,714
		その他利益剰余金	△13,714
		繰越利益剰余金	△13,714
		自 己 株 式	△100,520
		評価・換算差額等	107,708
		その他有価証券評価差額金	107,708
		純 資 産 合 計	3,118,388
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,117,164

損 益 計 算 書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		2, 220, 101
営 業 費 用		2, 073, 939
営 業 利 益		146, 162
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1, 730	
受 取 配 当 金	4, 302	
受 取 賃 貸 料	3, 600	
排 出 権 収 入	765	
助 成 金 収 入	2, 013	
そ の 他	2, 906	15, 318
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14, 520	
そ の 他	47	14, 567
経 常 利 益		146, 913
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13, 887	
受 取 補 償 金	10, 000	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	323	24, 210
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1, 083	
減 損 損 失	179, 741	
そ の 他	5, 162	185, 987
税 引 前 当 期 純 損 失		14, 863
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7, 259	
法 人 税 等 調 整 額	△8, 407	△1, 148
当 期 純 損 失		13, 714

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鈴木 啓 太 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三洋堂ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鈴木 啓 太 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三洋堂ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不

正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社三洋堂ホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 佐々木 信 生 ⑩

社 外 監 査 役 森 島 康 雄 ⑩

社 外 監 査 役 三 上 友美恵 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	か とう かず ひろ 加 藤 和 裕 (1960年7月17日生)	1983年3月 当社入社 当社取締役 1983年4月 当社監査役 (株)ビジネスコンサルタント入社 1984年4月 (株)枳中三洋堂入社 1987年3月 当社取締役 1987年11月 (有)三洋堂食品 (現(有)日和エステート)設立 同社代表取締役社長(現任) 1996年1月 当社常務取締役 1996年10月 当社代表取締役副社長 2000年7月 当社代表取締役社長(現任) 2011年6月 当社最高経営責任者兼最高執行役員(現任) 2011年12月 (株)三洋堂プログレ代表取締役社長 (重要な兼職の状況) 2012年4月 (株)三洋堂書店代表取締役社長(現任) 2019年4月 (株)三洋堂プログレ取締役(現任)	743,100株
2	かめ わり たく 亀 割 卓 (1966年3月2日生)	1990年4月 東京出版販売(株)(現(株)トーハン)入社 2003年4月 同社対策推進グループマネジャー 2003年11月 当社社外監査役 2010年10月 (株)トーハン取引部マネジャー 2012年6月 同社取引部長 2016年6月 同社監査室長 2017年4月 当社総務部次長 2017年6月 当社取締役上席執行役員総務部長 2018年6月 当社常務取締役上席執行役員総務部長 2019年6月 当社取締役副社長上席執行役員総務部長 2019年10月 当社取締役副社長上席執行役員管理本部長兼総務部長 2020年4月 当社取締役副社長上席執行役員(現任)	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	い とう いさむ 伊 藤 勇 (1964年 8 月13日生)	1988年 2 月 当社入社 2007年 6 月 当社取締役執行役員店舗運営部長 2011年 3 月 当社取締役執行役員A V 商品部長 2011年12月 当社取締役執行役員人事部長 2013年 3 月 当社取締役執行役員人事総務部長 (株)三洋堂プログレ取締役 2017年 1 月 当社取締役執行役員総務部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員経営企画室長 2020年 4 月 当社取締役執行役員人事総務部長(現任)	15, 200株
4	か とう まさ やす 加 藤 正 康 (1991年 4 月14日生)	2014年 4 月 (株)愛知銀行入行 2017年12月 当社入社 (有)日和エステート取締役(現任) 2018年 1 月 当社経営企画室 2019年 6 月 当社取締役 (現任) 2020年 1 月 当社人事部付専門職(現任) (重要な兼職の状況) 2019年 4 月 (株)三洋堂プログレ代表取締役社長(現任) 2020年 6 月 (株)三洋堂書店監査役(現任)	31, 100株
5	すぎ もと か おり 杉 本 香 織 (1973年 4 月 6 日生)	1997年12月 (株)OK給食(現オーケーズデリカ(株))入社 2004年 4 月 同社常務取締役 2013年 4 月 同社専務取締役 2015年 4 月 同社代表取締役専務 2018年 6 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 2015年 4 月 (株)菜友代表取締役(現任) 2015年11月 オーケーズデリカ(株)代表取締役社長(現任)	一株
6	ふじ さき めぐみ 藤 崎 恵 (1974年12月23日生)	1997年 4 月 (株)トーハン入社 2007年 4 月 同社書籍一般書グループアシスタントマネジャー 2017年 9 月 同社特販第三部第三グループマネジャー 2019年 6 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 2018年 4 月 (株)トーハングループ書店事業部第二グループマネジャー(現任)	一株
※ 7	しも わ だ しず か 下 和 田 静 香 (1988年11月17日生)	2008年 7 月 (株)Twinkle代表取締役 2014年 8 月 (株)T4Uネットワークス名古屋支社長 (重要な兼職の状況) 2015年 7 月 (株)REBIUS代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉本香織氏、藤崎恵氏及び下和田静香氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤崎恵氏は、特定関係事業者である株式会社トーハンの使用人であります。
5. 藤崎恵氏は、当社の特定関係事業者である株式会社トーハンより過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
6. 杉本香織氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての経験と知識、特に消費者動向に関する高い見識を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
7. 藤崎恵氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の筆頭株主であり、書籍取次会社である株式会社トーハンのグループ書店事業部に所属し、業界事情に通じていることから、また、株式会社トーハンと2018年8月に締結した資本業務提携契約に基づき相互に連携を深めることを目的とし、その知識と経験を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただけることを期待して、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 下和田静香氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての経験と知識、特に教育・人材サービス事業に関する高い見識を活かし、独立した立場から、経営全般への監督と有効な助言をいただけることを期待して、選任をお願いするものであります。
9. 当社は、杉本香織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、下和田静香氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
10. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、杉本香織氏及び藤崎恵氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を、法令が定める金額を限度額とする契約を締結しており、両氏が再任された際には、同契約を継続する予定であります。また、下和田静香氏の選任が承認された場合には、同氏と同様の契約を締結する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には、各氏は当該保険の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は事業報告12ページに記載のとおりであります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 杉本香織氏及び藤崎恵氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって杉本香織氏が3年、藤崎恵氏が2年であります。
13. 所有する当社の株式数には、三洋堂ホールディングス役員持株会における持株数は含まれておりません。

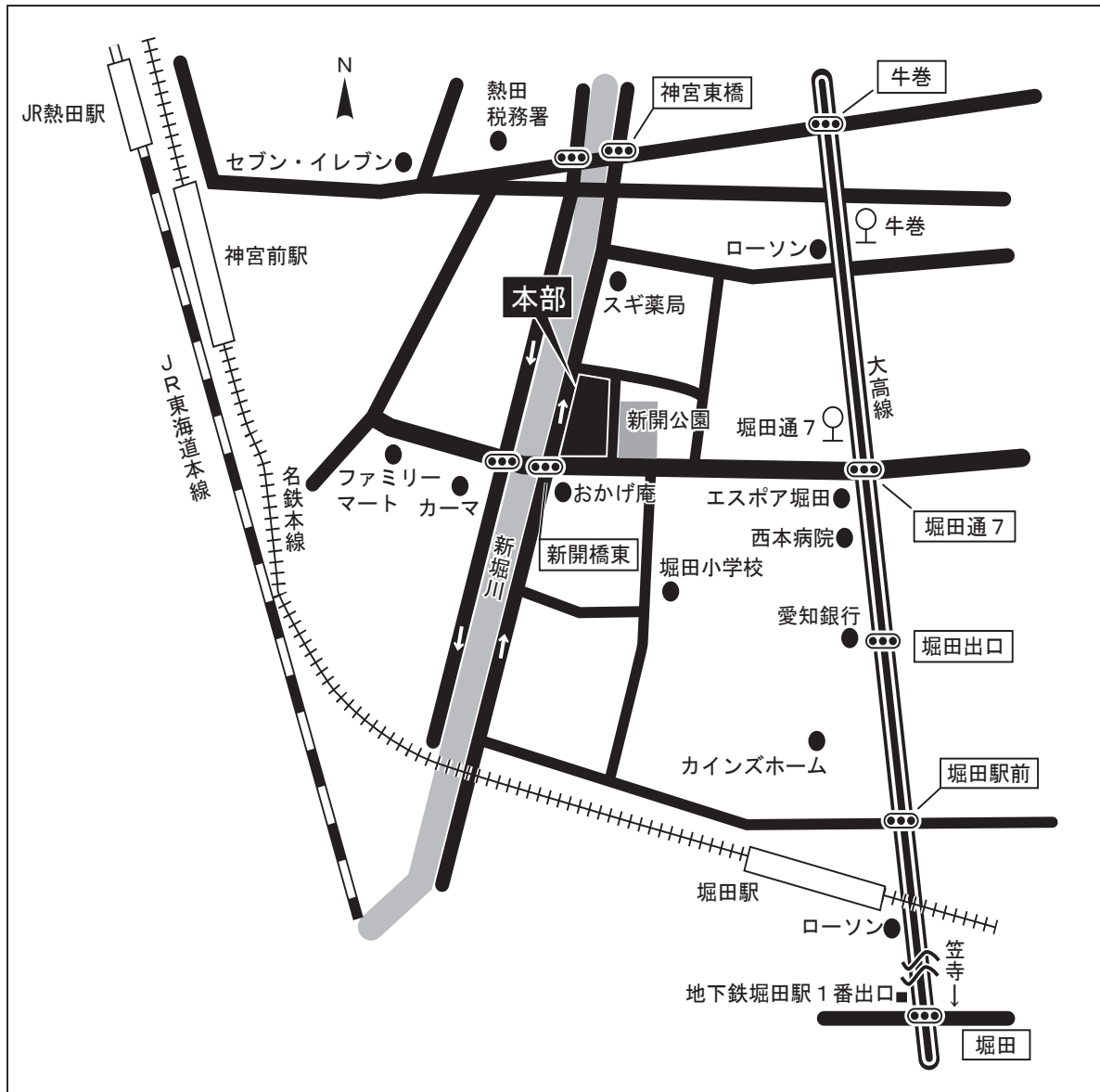
以上

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市瑞穂区新開町18番22号

当社本部 5階 大会議室

TEL 052-871-3434



- 交通
- ◆名鉄「神宮前」駅東口から800m
 - ◆地下鉄「堀田」駅1番出口から1,050m
 - ◆市営バス（瑞穂巡回）「堀田通7丁目」停留所より250m
 - ◆市営バス「牛巻」停留所より650m

<お願い>

会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

会場内に喫煙所は設けておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。